

社会福祉法人みちのく協会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2023年9月1日～2028年8月31日

2. 目 標

管理職に占める女性職員の割合を50%とし家庭と仕事の両立をしやすい男女ともに働きやすい職場を目指すため、次のように行動計画を策定する

3. 取組内容

- 2023年9月～
 - ①育児と仕事の両立を支援するため、毎年管理職に対して育児関連制度の周知と意識啓発をし、併せて職員への周知徹底を行う。
 - ②中長期計画実行委員会で策定されたキャリアアップシステム、昇格の基準、評価基準を各事業所にて周知徹底する。

- 2024年9月～ キャリアアップに関する調査票にて、キャリアアップを申告している職員を法人人材育成局に報告し、その職員に必要な研修を人材育成局で紹介する。

- 2025年9月～ 管理職候補となる男女職員に対して管理職として必要な研修（福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程管理職員コース、ユニット管理者研修等）を受講させる。また、法人人事局にその旨報告する。